

答 申 第 9 7 号

平成27年1月29日

佐賀市教育長 東 島 正 明 様

佐賀市個人情報保護審査会

会 長 村 上 英 明



佐賀市個人情報保護条例第9条第1項に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第9条第1項に基づき、平成26年10月6日付佐市森整第227号により諮問がありました「子ども・子育て支援制度管理システムによる電子計算機処理の開始について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものとして認めます。